

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第8号

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「7万100円」を「7万1,200円」に改め、同表議会議員のうちから選任された監査委員の項中「3万4,900円」を「3万5,400円」に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「3万7,400円」を「3万8,000円」に改め、同表選挙管理委員会委員の項中「2万2,600円」を「2万2,900円」に改め、同表選挙管理委員会補充員の項中「5,220円」を「5,300円」に改め、同表農業委員会会長の項中「4万5,300円」を「4万6,000円」に改め、同表農業委員会副会長の項中「2万7,700円」を「2万8,100円」に改め、同表農業委員会委員の項中「2万6,500円」を「2万6,900円」に改め、同表農地利用最適化推進委員の項中「1万3,250円」を「1万3,450円」に改め、同表公平委員会委員長の項中「1万7,000円」を「1万7,200円」に改め、同表公平委員会委員の項中「1万5,900円」を「1万6,100円」に改め、同表固定資産評価審査委員会委員の項から国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の項までの規定中「5,220円」を「5,300円」に改め、同表介護認定審査会委員の項及び障害支援区分認定審査会委員の項中「1万3,400円」を「1万3,600円」に改め、同表防災会議の委員及び幹事の項から文化財保護審議会委員の項まで及び交通安全対策会議委員の項から災害弔慰金等支給審査委員会委員の項までの規定中「5,220円」を「5,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。